

第3章 地域の概況

第3章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料調査の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき計画区域周辺3kmとし、日高市、鶴ヶ島市、坂戸市、川越市、飯能市及び毛呂山町（以下、「関係市町」という）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

3.1 社会的状況

3.1.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

関係市町の人口・世帯数の状況は表3.1-1に、人口の推移は図3.1-1に示すとおりである。

計画区域が位置する日高市における令和4年1月現在の人口は、54,026人であり、関係市町の中で最も人口が多いのは川越市となっている。

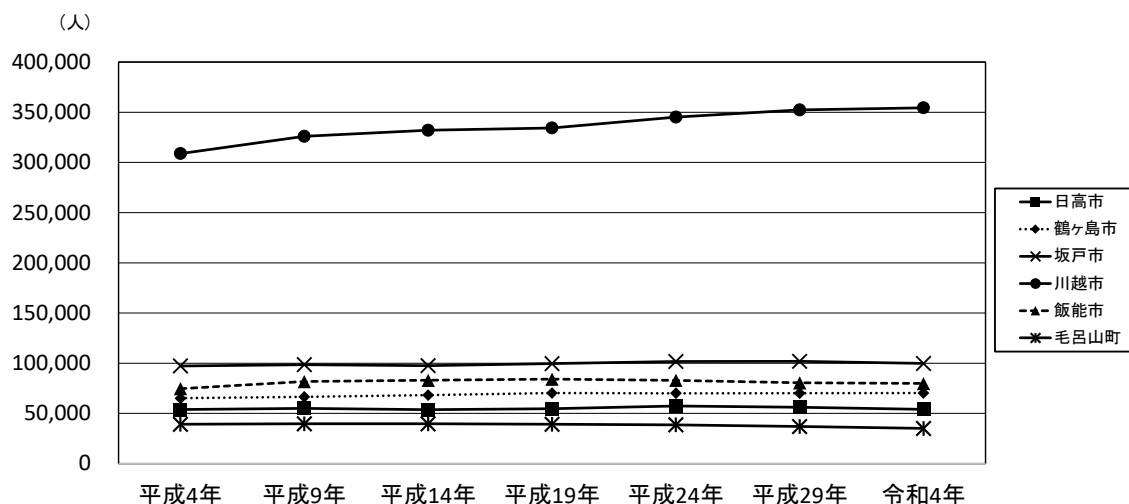
関係市町における平成4年から令和4年までの人口の推移は、川越市のみ増加傾向にあり、その他関係市町はおおむね横ばいである。

表 3.1-1 人口・世帯数の状況

市名	世帯数(世帯数)	人口(人)	人口密度(人/k㎡)
日高市	22,440	54,026	1,137.9
鶴ヶ島市	31,265	70,270	3,981.3
坂戸市	45,001	99,792	2,432.8
川越市	155,658	354,563	3,249.0
飯能市	33,728	79,747	413.1
毛呂山町	15,843	35,029	1,028.1

注) 令和4年1月現在

出典:「埼玉県推計人口」(埼玉県ホームページ)



注) 各年1月1日現在

出典:「埼玉県推計人口(時系列データ)」(埼玉県ホームページ)

図 3.1-1 人口推移

(2) 産業

関係市町の産業別従業者数は、表3.1-2に示すとおりである。

日高市及びその他の関係市町では「製造業」「医療、福祉」「卸売業、小売業」の占める割合が高い。

表 3.1-2 産業分類別従業者の状況（平成 28 年）

分類	市町名	日高市		鶴ヶ島市		坂戸市		川越市		飯能市		毛呂山町	
		従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
	農業、林業	83	0.4	19	0.1	14	0.0	192	0.1	32	0.1	84	0.7
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、 砂利採取業	21	0.1	—	—	—	—	6	0.0	38	0.1	—	—
	建設業	1,084	4.7	1,054	4.7	1,477	4.9	7,774	5.5	1,481	5.5	515	4.4
	製造業	6,445	27.8	3,531	15.8	7,224	23.9	23,885	16.9	5,419	20.1	1,302	11.2
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	40	0.2	—	—	84	0.3	630	0.4	142	0.5	24	0.2
	情報通信業	21	0.1	397	1.8	146	0.5	911	0.6	107	0.4	14	0.1
	運輸業、 郵便業	1,826	7.9	1,213	5.4	1,745	5.8	8,813	6.2	1,658	6.2	248	2.1
	卸売業、 小売業	3,989	17.2	5,838	26.1	5,673	18.8	29,962	21.2	4,877	18.1	1,914	16.4
	金融業、 保険業	135	0.6	245	1.1	484	1.6	3,156	2.2	695	2.6	161	1.4
	不動産業、 物品賃貸業	491	2.1	786	3.5	592	2.0	2,960	2.1	453	1.7	131	1.1
	学術研究、 専門・技術 サービス業	169	0.7	483	2.2	551	1.8	4,976	3.5	339	1.3	78	0.7
	宿泊業、 飲食サービス業	1,243	5.4	2,921	13.0	2,855	9.4	12,812	9.1	2,861	10.6	1,138	9.8
	生活関連 サービス業、娯 楽業	1,178	5.1	1,130	5.0	1,544	5.1	5,710	4.0	1,639	6.1	592	5.1
	教育、 学習支援業	513	2.2	496	2.2	2,231	7.4	5,412	3.8	1,387	5.2	963	8.3
	医療、福祉	4,304	18.6	3,228	14.4	3,765	12.5	17,679	12.5	4,351	16.2	3,889	33.4
	複合サービス事 業	204	0.9	47	0.2	484	1.6	1,689	1.2	265	1.0	36	0.3
	サービス業 (他に分類され ないもの)	1,409	6.1	999	4.5	1,371	4.5	14,515	10.3	1,184	4.4	560	4.8
	非農林漁業	23,072	99.6	23,368	99.9	30,226	100.0	140,890	99.9	26,896	99.9	11,565	99.3
	全産業	23,155	100.0	23,387	100.0	30,240	100.0	141,082	100.0	26,928	100.0	11,649	100.0

注 1) 農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。
また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

注 2) 産業分類は、原則として日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）を適用している。

注 3) 表中の「—」は、該当なしを示す。

出典：「令和 3 年統計年鑑 4 事業所・労働」（埼玉県ホームページ）

3.1.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地利用面積は、表3.1-3に示すとおりである。

日高市の地目別土地利用面積は「山林」が最も多く、30.4%を占めている。次いで「畑」が25.1%、「宅地」が23.3%となっている。その他の関係市町では、「宅地」と「山林」の割合が高くなっている。

表 3.1-3 地目別土地利用面積

地目 市区名	項目	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
日高市	面積 (ha)	3999.5	185.2	1002.8	932.3	5.9	1216.4	2.2	18.9	635.8
	割合 (%)	100.0	4.6	25.1	23.3	0.1	30.4	0.1	0.5	15.9
鶴ヶ島市	面積 (ha)	1351.7	3.2	403.9	694.0	0.4	92.2	—	—	158.1
	割合 (%)	100.0	0.2	29.9	51.3	0.0	6.8	—	—	11.7
坂戸市	面積 (ha)	2,923.9	677.6	635.6	1,114.9	4.1	127.3	0.7	72.7	291.0
	割合 (%)	100.0	23.2	21.7	38.1	0.1	4.4	0.0	2.5	10.0
川越市	面積 (ha)	8,635.3	2,035.9	1,669.5	3,552.3	6.6	328.6	—	39.0	1,003.4
	割合 (%)	100.0	23.6	19.3	41.1	0.1	3.8	—	0.5	11.6
飯能市	面積 (ha)	7,789.1	88.8	786.6	1076.9	19.8	4,903.2	—	102.0	811.9
	割合 (%)	100.0	1.1	10.1	13.8	0.3	62.9	—	1.3	10.4
毛呂山町	面積 (ha)	2910.5	154.0	439.7	492.1	3.6	1375.0	—	27.9	418.2
	割合 (%)	100.0	5.3	15.1	16.9	0.1	47.2	—	1.0	14.4

注1) 令和3年1月1日現在

注2) 表中の「—」は該当数字なしを示す。

出典：「令和3年統計年鑑 2 土地・気象」(埼玉県ホームページ)

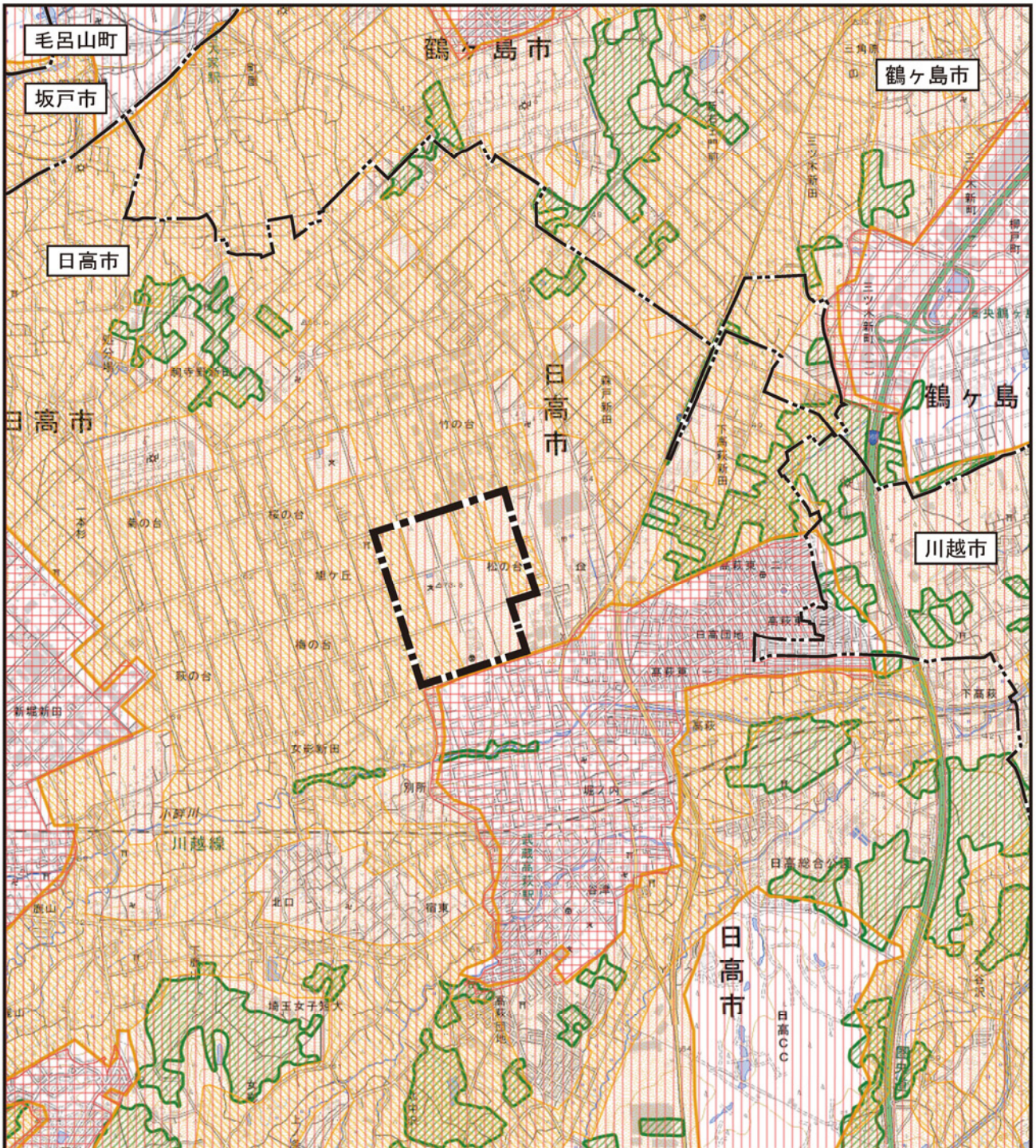
(2) 土地利用計画の状況

計画区域及び周辺地域の土地利用基本計画は、図 3.1-2 に示すとおりである。

計画区域は、都市地域、市街化調整区域、農業地域及び農用地区域に位置しており、周囲には森林地域、地域森林計画対象民有林がみられる。

計画区域及び周辺地域の用途地域図は、図 3.1-3 に示すとおりである。

計画区域西側は、工業地域、工業専用地域であり、計画区域南側は、道路を挟んで、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、に指定されている。



凡 例

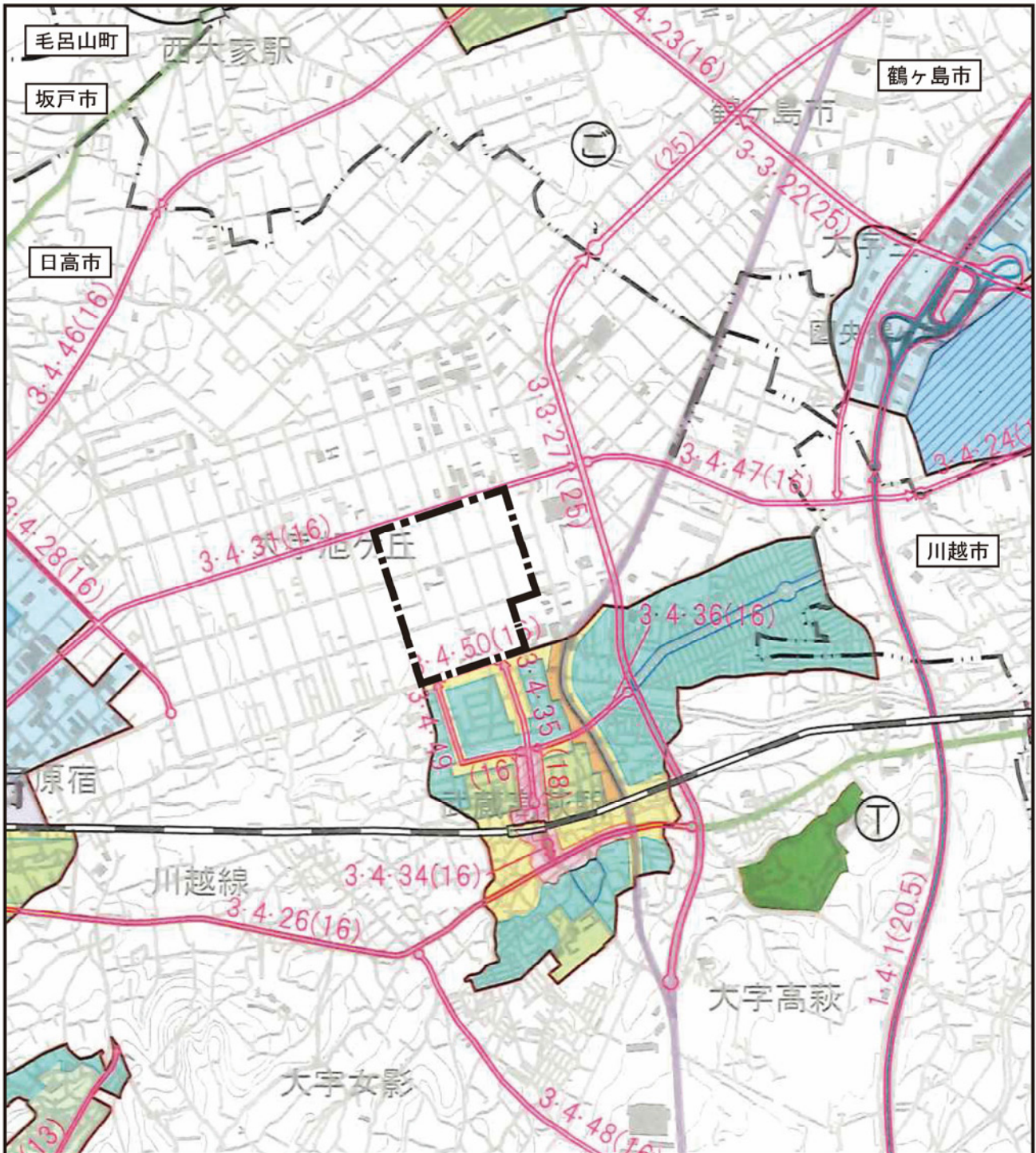
- | | | | |
|---------|---------|------|-------------|
| — — — | 計画区域 | ●●●● | 農業地域 |
| - - - - | 市町界 | ▨▨▨▨ | 農用地区域 |
| □ | 都市地域 | □ | 森林地域 |
| ▨▨▨▨ | 市街化区域 | ▨▨▨▨ | 地域森林計画対象民有林 |
| ▨▨▨▨ | 市街化調整区域 | | |

出典：「土地利用調整総合ネットワークシステム(LUCKY)」(国土交通省国土政策局総合計画課)

図3.1-2 土地利用基本計画図

0 250 500 1,000m





凡 例

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■■■■ 計画区域 --- 市町界 — J R — 市街化区域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 | <ul style="list-style-type: none"> ▨ 準防火地域 ■ 地区計画等区域 ■ 主な都市計画公園・緑地等 → 都市計画道路 ⊙ T 下水道終末処理場 ⊙ 二 ゴミ焼却場等 |
|---|---|--|

出典：「埼玉県都市計画図」（令和2年3月、埼玉県都市整備部都市計画課）

図3.1-3 用途地域図



3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

(1) 河川・湖沼の分布

計画区域及び周辺地域の河川・湖沼の分布状況は、図3.1-4に示すとおりである。

計画区域周辺には、計画区域南西から東に向けて一級河川である小畔川が流れており、計画区域北西には高麗川や葛川が流れている。

(2) 上下水道

関係市町における上下水道の状況は、表3.1-4に示すとおりであり、計画区域の位置する日高市の上水道普及率は100.0%となっている。

表 3.1-4 上水道の状況（令和元年度）

市名	行政区域内総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
日高市	55,114	56,200	54,774	100.0
鶴ヶ島市	70,095	84,000	69,751	99.5
坂戸市	101,143	114,200	99,899	99.0
川越市	354,463	352,000	352,866	100.0
飯能市	79,544	108,500	76,836	98.8
毛呂山町	35,591	39,200	35,538	99.9

出典：「埼玉県の水道 令和2年度版（令和元年度水道統計調査資料）」（埼玉県保健医療部生活衛生課）

(3) 農業用水

計画区域周辺において、農業用水の取水は認められない。

(4) 内水面漁業

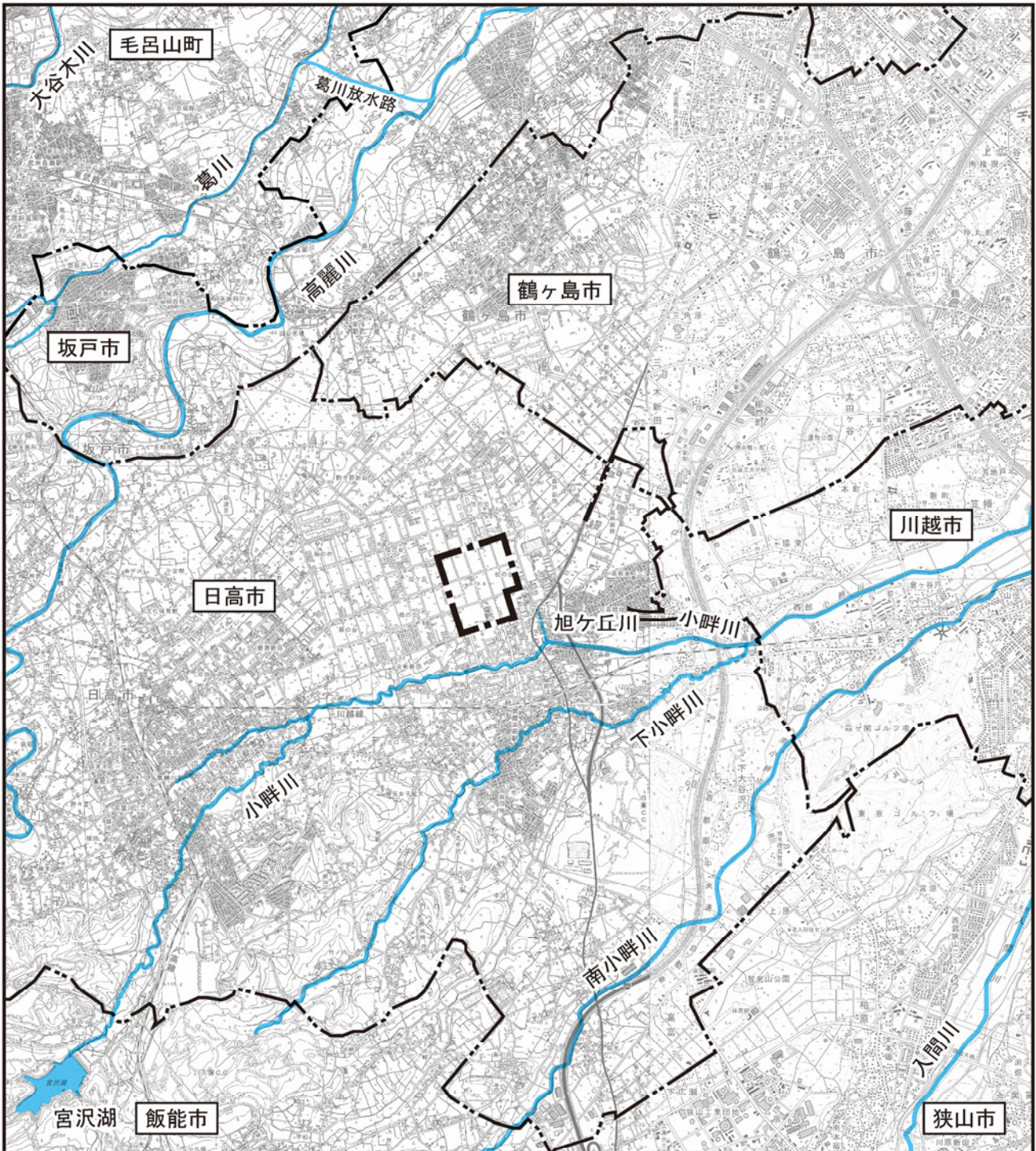
計画区域周辺における漁業権の内容は、表3.1-5に示すとおりである。

計画区域周辺に位置する河川・湖沼は、高麗川、入間川、宮沢湖であり、漁場区域・漁業権が設定されている。

表 3.1-5 計画区域周辺の漁業権の内容

免許番号	主な区域	漁業権者	魚種
共第3号	都幾川・高麗川・越辺川・槻川・ 入間川・有間川・宮沢湖	武蔵漁業協同組合 埼玉西部漁業協同組合 入間漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合	あゆ・ます類・うぐい・ おいかわ・こい・ふな・ うなぎ・どじょう・かじ か・わかさぎ・なまず

出典：「埼玉の水産/漁業権漁場・魚種一覧、埼玉県共第3号第五種共同漁業権漁場」（埼玉県ホームページ）



凡 例

- 計画区域
- 市町界
- 河 川
- 湖 沼

出典：「事務所管内図」（令和元年9月、飯能県土整備事務所）

図3.1-4 河川・湖沼の分布図

0 500 1,000 2,000m



(5) 地下水の利用状況

計画区域及び周辺地域における地下水採取量の推移は、表3.1-6に示すとおりである。

関係市町が位置する西部地域における地下水の用途は、各年とも水道用が最も多く、次いで農業用、工業用となっている。

なお、計画区域及び周辺における地下水の利用は、住宅及び企業などがあげられる。

表 3.1-6 地下水採取量の推移

単位：千 m³/日

西部地域	用途	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
	水道用	114.1	107.1	116.2
	建築物用	10.9	10.7	11.1
	工業用	37.3	34.2	34.9
	農業用	40.1	33.9	32.9
	水産業	3.6	3.6	3.6
	非常災害	0.1	0.1	0.1
	その他	4.5	5.4	5.7
	計	210.6	195.0	204.5

注) 西部地域：和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、ふじみ野市、所沢市、入間市、狭山市、飯能市、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町

出典：「令和 3 年版埼玉県環境白書」（令和 3 年 12 月、埼玉県）

3.1.4 交通の状況

(1) 主要交通網

計画区域及び周辺地域における交通網の状況は、図3.1-5に示すとおりである。

計画区域東側には、国道407号や首都圏中央連絡自動車道、関越自動車道が通り、圏央鶴ヶ島ICや鶴ヶ島JCTが位置している。

鉄道は、計画区域南側にJR川越線、北側に東武越生線、西側にJR八高線が通っている。最寄り駅は、計画区域南側約700mに位置するJR川越線武蔵高萩駅である。

(2) 道路交通量

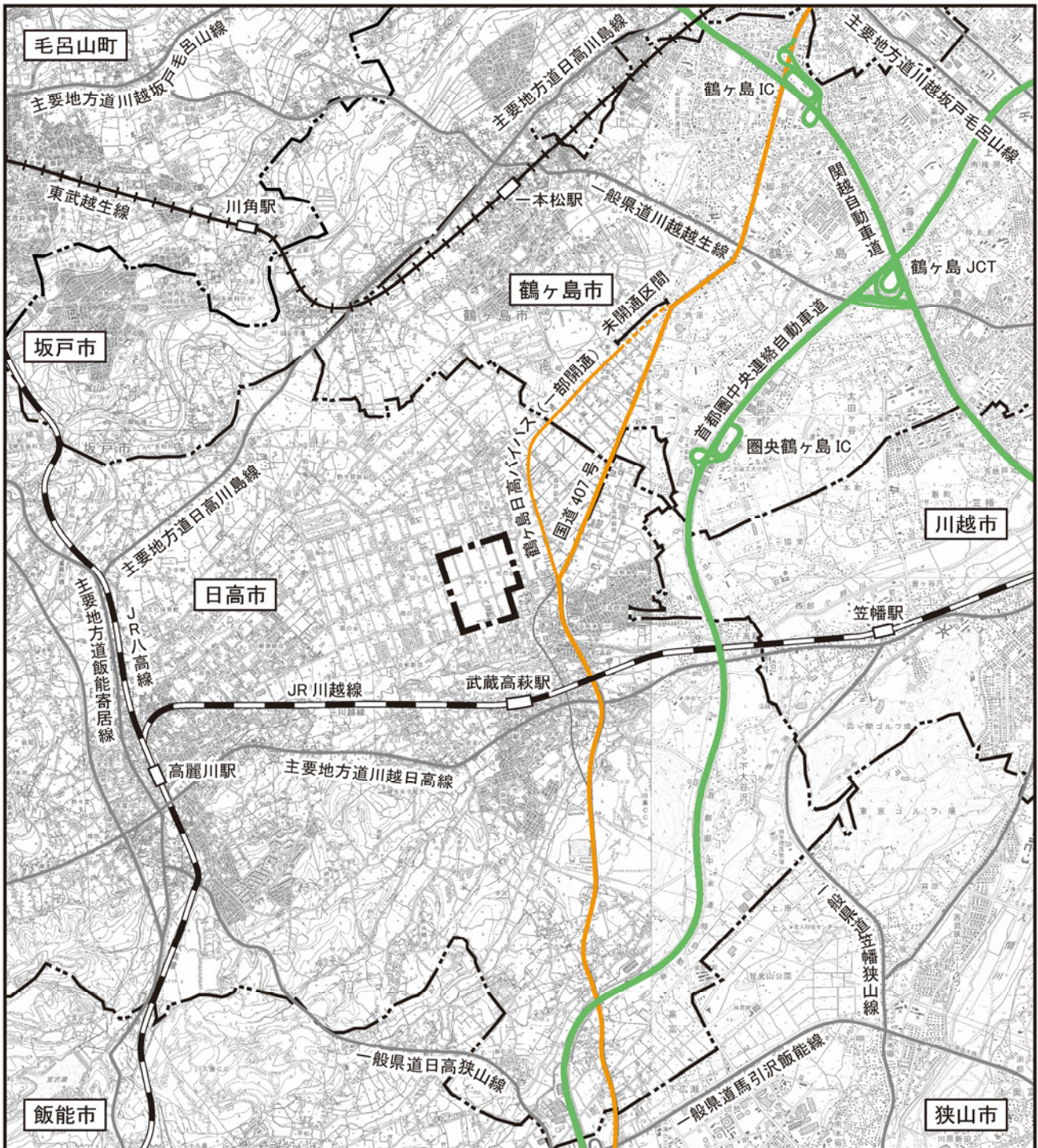
計画区域周辺の自動車交通量調査結果は表3.1-7に、調査地点は図3.1-6に示すとおりである。交通量が最も多いのは、計画区域東に位置する一般国道468号となっている。

表 3.1-7 自動車交通量調査結果（平成 27 年度）

路線名	区間 番号	観測地点名	昼間 12 時間自動車類交通量			24 時間自動車類交通量		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
一般国道 468 号 (圏央道)	24030	狭山日高 IC～ 圏央鶴ヶ島 IC	28,008	13,772	41,780	36,236	22,427	58,663
一般国道 468 号 (圏央道)	24040	圏央鶴ヶ島 IC ～関越自動車 道鶴ヶ島 JCT	29,272	14,538	43,810	37,857	23,392	61,249
一般国道 407 号	21130	日高市 下高萩新田 39	11,129	4,217	15,346	15,671	5,200	20,871
一般国道 407 号	21140	日高市高富 120	7,903	3,417	11,320	11,125	4,044	15,169
川越日高線	40580	日高市 高萩 1970	6,944	1,213	8,157	9,099	1,587	10,686
川越日高線	40590	—	9,171	874	10,045	11,348	1,208	12,556
川越日高線	40600	日高市 栗坪 1 付近	9,509	1,022	10,531	11,608	1,277	12,885
日高川島線	42390	日高市 田波目 12	4,992	412	5,404	6,376	649	7,025
武蔵高萩停車線上	61250	日高市 高萩 620-4 付近	798	189	987	988	216	1,204

注) 「—」は観測地点名なしを示す。

出典：「平成 27 年度一般交通量図（平日）」（平成 30 年 2 月、埼玉県県土整備部県土整備政策課）



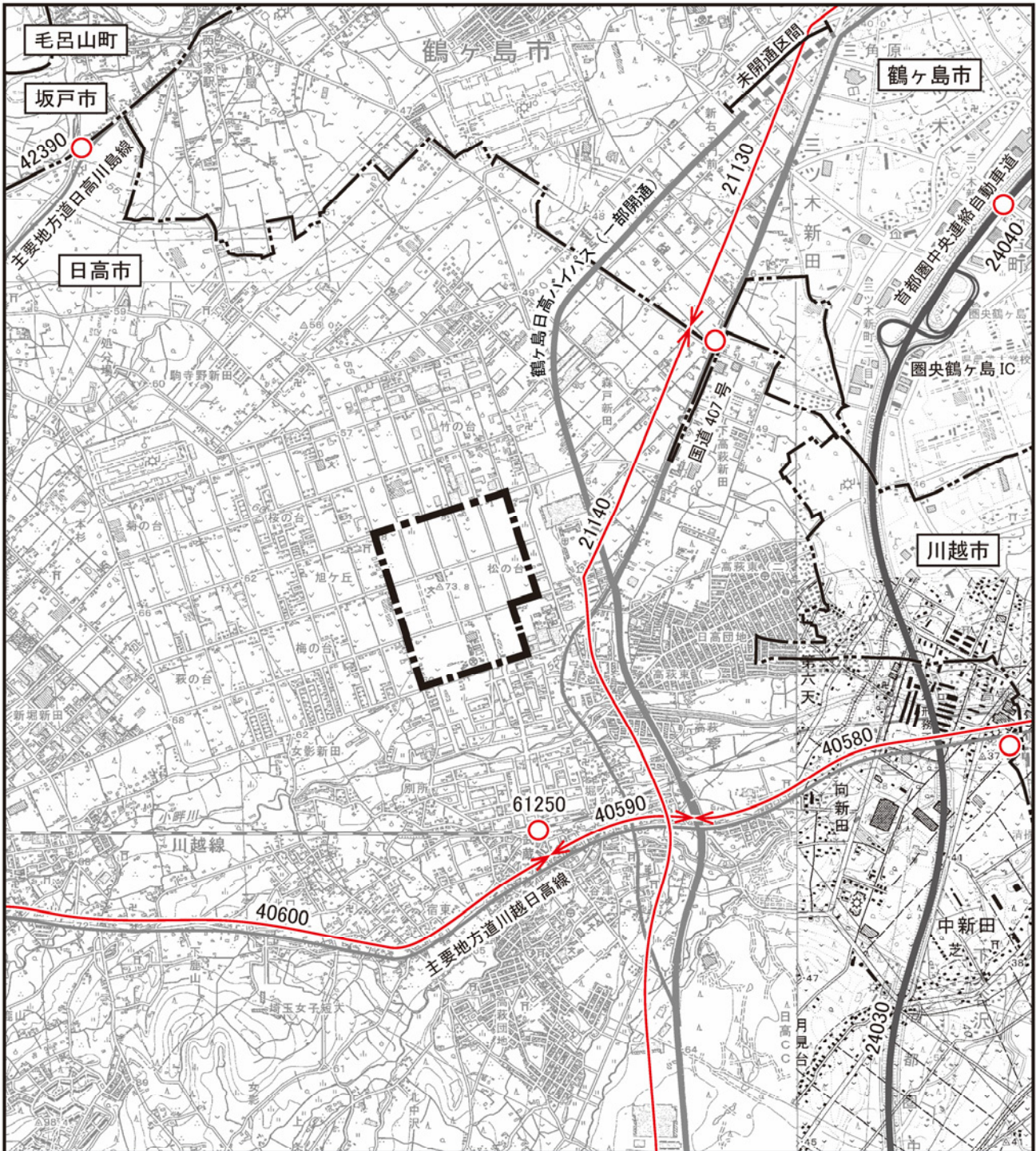
凡 例

- | | | | |
|---------|------------|------|-----|
| ——— | 計画区域 | ——— | J R |
| - - - - | 市町界 | ++++ | 私 鉄 |
| ——— | 高速道路 | | |
| ——— | 一般国道 | | |
| ——— | 主要地方道、一般県道 | | |

出典：「事務所管内図」（平成27年7月、飯能県土整備事務所）

図3.1-5 交通網図





凡例

- | | | | |
|---------|------|-----|------------|
| — — — | 計画区域 | ——— | 高速道路 |
| — · — · | 市町界 | ——— | 一般国道 |
| | | ——— | 主要地方道、一般県道 |
| | | ○ | 一般交通量観測地点 |

注) 図中の番号は表3.1-7の区間番号と対応している。
 出典: 「平成27年度一般交通量図(平日)」(平成30年2月、埼玉県県土整備部県土整備政策課)

図3.1-6 交通量調査地点



3.1.5 学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

(1) 環境保全についての配慮が必要な施設

計画区域及び周辺地域における環境保全についての配慮が特に必要な施設の一覧は表3.1-8(1)～(3)に、位置は図3.1-7に示すとおりである。

表 3.1-8(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育）

市名	内容	施設名	所在地
日高市	幼稚園	たかはぎ幼稚園	日高市大字高萩 2200
	小学校	高萩小学校	日高市大字高萩 800
		高萩北小学校	日高市大字旭ヶ丘 800
	中学校	高萩中学校	日高市大字高萩 792-1
		高萩北中学校	日高市大字旭ヶ丘 181-1
	高等学校	県立日高高等学校	日高市大字旭ヶ丘 806
短期大学	埼玉女子短期大学	日高市大字女影 1616	
鶴ヶ島市	小学校	新町小学校	鶴ヶ島市新町 4-25-1
	高等学校	県立鶴ヶ島清風高等学校	鶴ヶ島市高倉 946-1
坂戸市	大学	東京国際大学坂戸キャンパス	坂戸市大字四日市場 81-1

出典：「施設ガイドマップ」（日高市ホームページ）
「施設ガイドマップ」（鶴ヶ島市ホームページ）
「地図でさがす」（坂戸市ホームページ）
「地図情報」（川越市ホームページ）

表 3.1-8(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療）

市名	内容	施設名	所在地
日高市	救急医療機関	旭ヶ丘病院	日高市森戸新田 99-1

出典：「施設ガイドマップ」（日高市ホームページ）

表 3.1-8(3) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）

市名	内容	施設名	所在地			
日高市	児童福祉施設等	保育所	高根保育所	日高市大字下鹿山 490-1		
			高萩保育園	日高市大字高萩 1136-2		
			光進保育園	日高市大字中鹿山 359		
			あさひ保育園	日高市大字森戸新田 99-4		
			開栄保育園	日高市大字旭ヶ丘 720-4		
			日高どろんこ保育園	日高市大字旭ヶ丘 211-3		
			キッズあさひ	日高市大字森戸新田 99-11		
	老人福祉施設等	通所介護	あさひデイサービスセンター	日高市駒寺野新田 256-6		
			デイサービスセンター 清雅園	日高市森戸新田 99-2		
		地域密着型通所介護	高萩リハビリデイサービス	日高市高萩 1141-1		
		認知症対応型通所介護	デイサービスセンター雅	日高市高萩 1728-5		
		特別養護老人ホーム	清雅園	日高市森戸新田 99-2		
		介護療養型老人保健施設	介護医療院 あさひヶ丘	日高市森戸新田 99-1		
		認知症対応型共同生活介護	グループホーム日高苑	日高市旭ヶ丘 299-3		
		住宅型有料老人ホーム	イル・クオーレ さいたま 日高	日高市高萩 2353-1		
		介護付有料老人ホーム	さわやかひだか館	日高市高萩 1112-2		
			ふるさとホーム 日高	日高市高萩 1126-1		
		鶴ヶ島市	障害者施設等	生活介護	ゆめの園アクト鶴ヶ島	鶴ヶ島市大字上新田 256
					鶴ヶ島市立障害者生活介護施設 さいちご	鶴ヶ島市三ツ木 935-1
就労移行支援	ゆめの園アクト鶴ヶ島			鶴ヶ島市大字上新田 256		
就労継続支援 B 型	ゆめの園アクト鶴ヶ島			鶴ヶ島市大字上新田 256		
	かっちゃん作業所		鶴ヶ島市三ツ木 342-11			
老人福祉施設等	認知症対応型共同生活介護		愛の家グループホーム 鶴ヶ島三ツ木	鶴ヶ島市三ツ木 923-20		
			清光苑	鶴ヶ島市三ツ木 855-1		
	特別養護老人ホーム	鶴ヶ島ほほえみの郷	鶴ヶ島市高倉 1059-1			
川越市	児童福祉施設等	認定こども園	認定こども園のぞみ幼稚園	川越市笠幡 2764-1		

出典：「施設ガイドマップ」（日高市ホームページ）

「健康・医療・福祉」（鶴ヶ島市ホームページ）

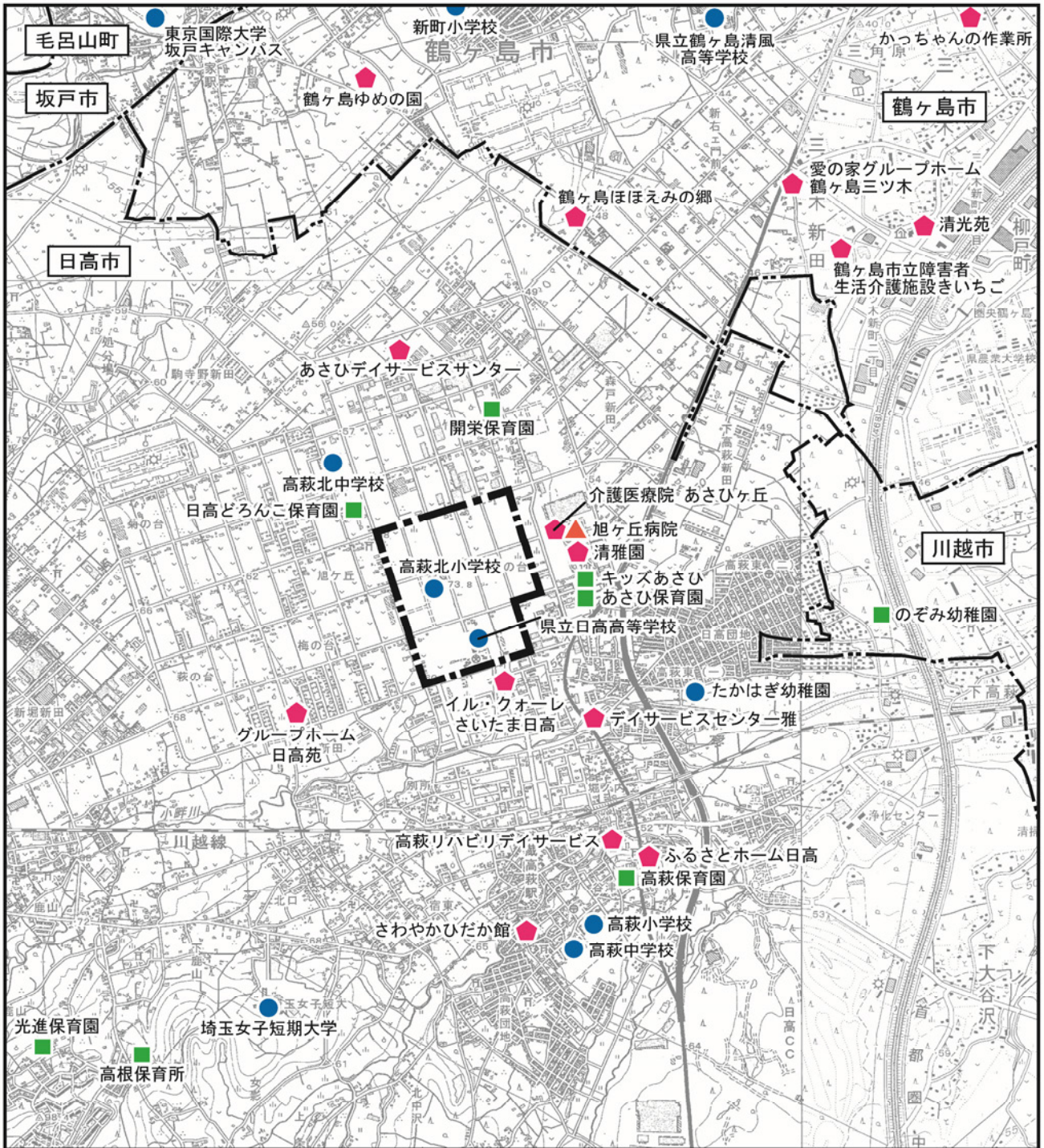
「鶴ヶ島市 医療機関 介護事業所マップ（平成 29 年 4 月現在）」（鶴ヶ島市健康福祉部 保健センター）

「地図情報」（川越市ホームページ）

「地図でさがす」（坂戸市ホームページ）

(2) 住宅の分布状況

住宅の分布状況は、図3.1-3に示したとおりであり、計画区域及び周辺地域においては、計画区域南側の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域に住宅が分布している。



凡 例

- | | | | |
|------|------|---|------|
| ■■■■ | 計画区域 | ● | 教育施設 |
| ---- | 市町界 | ▲ | 病院 |
| | | ■ | 保育所 |
| | | ◆ | 福祉施設 |

出典：表3.1-8(1)~(3)の出典を参照

図3.1-7 環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図

0 250 500 1,000m



3.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備状況

(1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は表3.1-9に、施設の位置は図3.1-8に示すとおりである。

計画区域が位置する日高市は、単独公共下水道であり、日高市浄化センターで処理されている。

表 3.1-9 公共下水道整備状況（令和2年度末）

流域名	市名	行政人口 (人) A	処理人口 (人) B	普及率 (%) B/A×100
荒川右岸流域	川越市	353,442 (354,127)	306,098 (306,783)	86.6 (86.8)
単独公共下水道	日高市（特環分含む）	55,142	33,317	60.4
	鶴ヶ島市	62,605 (69,969)	51,820 (59,184)	82.8 (84.6)
	坂戸市	100,373	72,839	72.6
	川越市 (日高市へ流入)	675	675	100.0
	(坂鶴下水道組合へ流入)	10	10	100.0
	全体	(354,127)	(306,783)	(86.8)
	飯能市（特環分含む）	78,905	56,309	71.4
毛呂山町	33,079	22,228	67.2	

注1) 行政人口は、令和3年3月末日現在の住民基本台帳人口である。

注2) () 内の数字は、都市全体の行政人口、普及率を示す。

注3) 特環：特定環境保全公共下水道を示す。

出典：「公共下水道整備状況一覧表」（埼玉県ホームページ）

(2) し尿処理

関係市町におけるし尿処理の状況は、表3.1-10に示すとおりである。

日高市の非水洗化人口は298人、浄化槽人口は22,970人であり、年間11,491kLのし尿を処理している。

表 3.1-10 し尿処理の状況

市名	汲み取り		浄化槽		処理量合計 (kL)
	非水洗化人口 (人)	し尿年間処理量 (kL)	浄化槽人口 (人)	汚泥年間処理量 (kL)	
日高市	298	931	22,970	10,560	11,491
鶴ヶ島市	361	479	9,592	8,615	9,094
坂戸市	658	1,236	28,495	15,612	16,848
川越市	1,594	2,395	50,595	34,024	36,419
飯能市	2,321	2,546	23,170	19,966	22,512
毛呂山町	685	610	12,360	6,561	7,171

出典：「一般廃棄物処理事業の概況（令和2年度実績）」（令和4年6月、埼玉県環境部資源循環推進課）

(3) ごみ処理

関係市町におけるごみ排出量は表3.1-11に、日高市におけるごみ種類別処理量の推移は表3.1-12に示すとおりである。

日高市のごみは、日高市清掃センターで処理されている（図3.1-8参照）。

日高市における、令和2年のごみ処理量は合計16,650tであり、年々減少傾向にある。

表 3.1-11 関係市町のごみ排出量

市名	計画収集人口 (人)	ごみ排出量 (t)				集団回収	合計 (t)
		事業系	生活系	資源ごみ	家庭系		
日高市	55,408	3,929	13,023	1,319	11,704	1,029	17,981
鶴ヶ島市	69,918	3,997	16,703	2,540	14,163	74	20,774
坂戸市	100,487	4,644	23,752	5,194	18,558	0	28,396
川越市	353,238	23,669	80,859	13,895	66,964	4,217	108,745
飯能市	79,246	3,532	20,565	4,730	15,835	209	24,306
毛呂山町	33,256	2,277	8,470	1,165	7,305	244	1,0991

注) 令和3年3月31日現在

出典：「一般廃棄物処理事業の概況（令和2年度実績）」（令和4年6月、埼玉県環境部資源循環推進課）

表 3.1-12 日高市におけるごみ種類別処理量の推移

単位：t

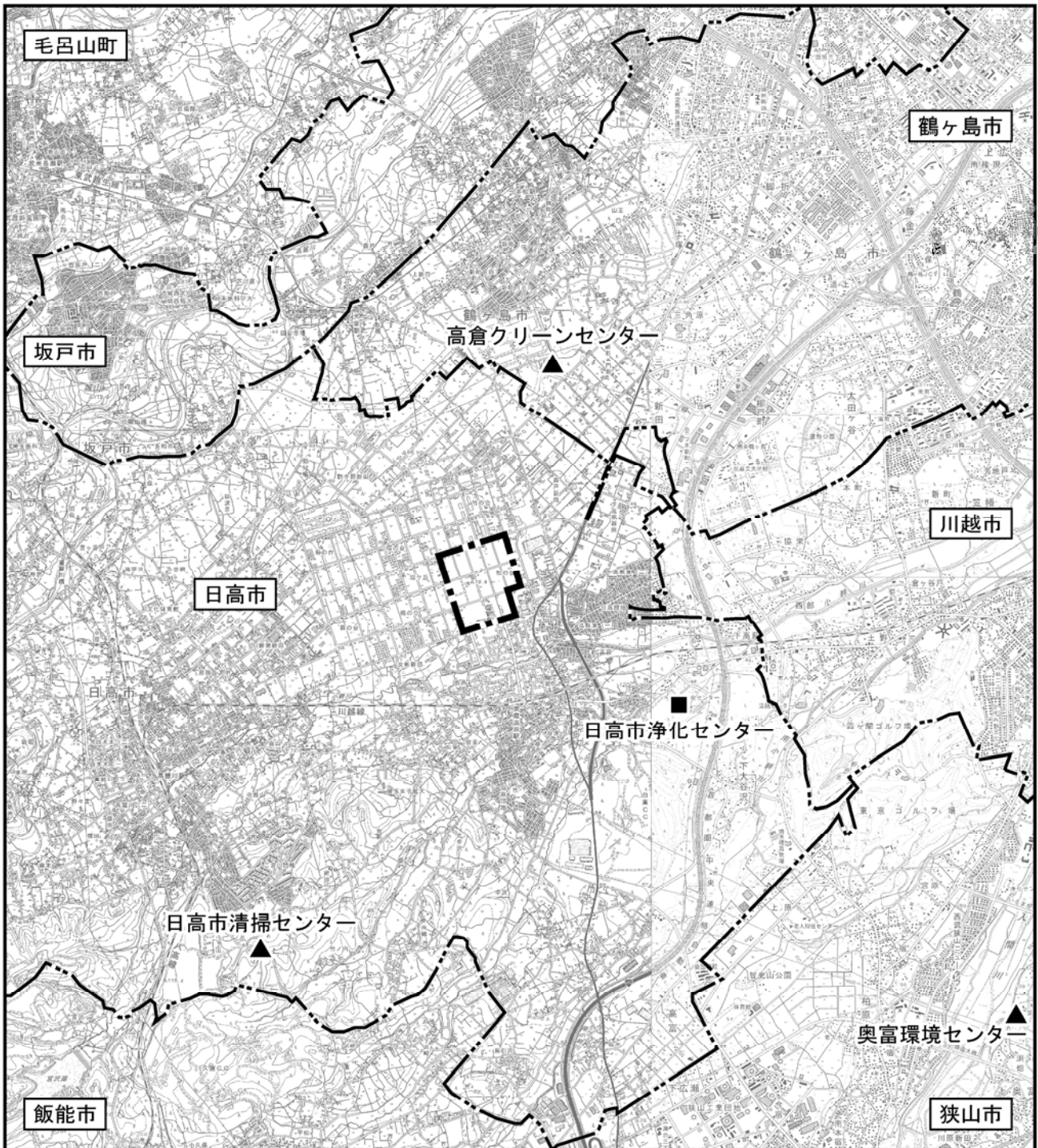
区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
可燃ごみ	14,868	14,654	14,711	14,887	15,026
不燃ごみ	-	-	-	-	-
ペットボトル	132	130	124	122	127
ビン・カン	483	475	465	413	436
金属類	-	-	-	-	-
粗大ごみ	344	388	413	429	560
乾電池等	30	32	34	31	37
古紙・古布	393	351	357	385	464
牛乳パック	1	0.2	0.0	0.0	0.0
合計	16,527	16,030	16,104	16,267	16,650

注1) 平成14年12月から可燃ごみと不燃ごみを併せて資源化処理を開始した。区分は可燃ごみである。

注2) 平成15年4月から粗大ごみと金属類を同時収集している。

注3) 平成27年10月から乾電池等に「スプレー缶・使い捨てライター」を追加して収集している。

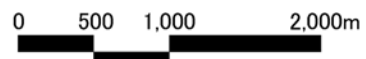
出典：「統計ひだか（令和2年度版）」（日高市ホームページ）



凡 例

- 計画区域
- - - 市町界
- 下水道処理施設
- ▲ ごみ処理施設

図3.1-8 下水道、し尿処理施設及び
ごみ処理施設位置図



3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

(1) 大気汚染

① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は表3.1-13に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気環境中に係るダイオキシン類環境基準は、表3.1-14に示すとおりである。

表 3.1-13 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (最終改正：平成8年10月25日環境庁告示第73号)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 (改正：平成8年10月25日環境庁告示第74号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日環境庁告示第4号 (最終改正：平成30年11月19日環境省告示100号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月9日環境省告示第33号

- 注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
 注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
 注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
 注5) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
 注6) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径がその2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
 出典：「大気汚染に係る環境基準」(環境省ホームページ)

表 3.1-14 大気環境中に係るダイオキシン類環境基準

項目	環境上の条件	告示
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	平成11年12月27日 環境庁告示第68号

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

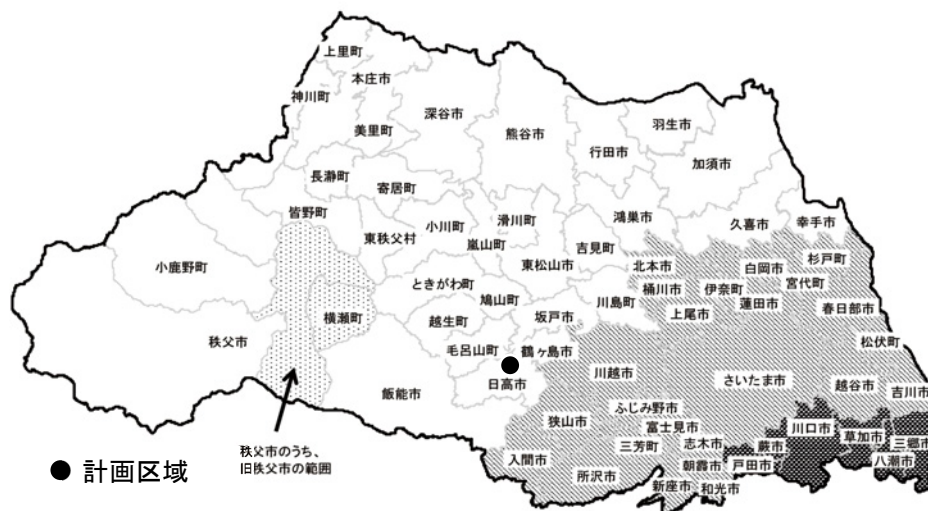
②公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、図3.1-9に示すとおりであり、日高市は100号地域に該当する。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では27号地域のみが指定地域となっているため、計画区域には適応されない。



K値				
根拠法令	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例
項目 地域	法第3条第2項 (地域区分)	法第3条第2項 (一般排出基準)	法第3条第2項 (一般排出基準)	条例第50条
			S49.4.1以降設置	新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和4年10月、埼玉県環境部大気環境課）

図 3.1-9 硫黄酸化物によるK値規制

(イ)ばいじん

ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表3.1-15に示すとおりである。

表 3.1-15 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模 〔最大排ガス量〕 (万 m ³ N/時)	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出 基準 (g/m ³ N)	備考	
					一般排出基準 (g/m ³ N)	On の扱い
ボイラー (小型ボイ ラーの規 制につい ては下表)	ガス専焼ボイラー 〔都市ガス、LPG ガスのみ を燃焼させるボイラー〕	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼及び液体・ガ ス混焼ボイラー 〔液体： 重油・灯油・軽油等〕	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 Os
	黒液燃焼ボイラー 〔黒液：紙パルプの製造 時に発生する液体〕	20 以上	Os	0.15	既設は当分の間 0.20	—
		4～20		0.25	既設は当分の間	—
		4 未満		0.30	0.35	—
	固体燃焼ボイラー (石炭を除く)	4 以上	6	—	—	当分の間 Os
4 未満		0.30		既設は当分の間 0.40		
ガスタービン		—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設 置された施設及 び非常用施設は 当分の間適用を 猶予する	—

注 1) 「Os」(標準酸素濃度)とは標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

注 2) 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

小型ボイラー (伝熱面積 10m² 未満でバーナー燃焼能力 (重油換算) 500/時以上)

施設設置年月日	使用燃料の種類	一般排出基準
昭和 60 年 9 月 9 日以前	—	当分の間適用を猶予する
昭和 60 年 9 月 10 日以後	ガス・灯油・軽油又は A 重油	当分の間適用を猶予する
	その他燃料	0.3g/m ³ N (ただし、平成 2 年 9 月 9 日まで に設置されたものは 0.5g/m ³ N)

出典：「埼玉県の大气規制 (固定発生源) ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

(ウ)窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は、表3.1-16に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその他化合物、塩素、塩化水素についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表 3.1-16 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m ³ N/時)	標準酸素 濃度 (On%)	排出基準 ^{※3,4} (ppm)	指導基準 ^{※5} (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	—
		10～50		100	—
		4～10		100	—
		1～4		100	—
		1 未満		150	—
	排煙脱硫装置付 ^{※1} 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		10～50		150	140
		4～10		150	140
		1～4		180	160
	液体燃焼ボイラー ^{※2} (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		10～50		150	140
		4～10		150	140
1～4		180		160	
ガスタービン	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20
	液体燃焼	4.5 以上			10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20

※1：昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置を付けたもの（排ガス量が 1 万 m³N/時未満のものについては昭和 52 年 9 月 10 日以前）。

※2：液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排出ガス量が 5,000m³N/時未満の過負荷燃焼型のものは適用除外される。

※3：排出基準は、熱源として電気を利用するばい煙発生施設には適用されない。

※4：非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

※5：指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス量 5,000m³/N 時以上の施設に適用される。

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大气環境課）

(エ)揮発性有機化合物 (VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) 発生施設に係る排出基準は、表3.1-17に示すとおりである。

表 3.1-17 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) の排出基準

VOC 排出施設		規制対象規模	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m ³ /時以上	600ppmC
2	塗装施設 (吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上	自動車製造の用に供する塗装施設 新設：400ppmC 既設：700ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m ³ /時以上	木材・木製品 (家具を含む。) の製造の用に供するもの 1,000ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上	その他のもの 600ppmC
			1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設 (木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設 (洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク [密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。) のものを除く。]	容量が1,000kℓ以上	新設 全て 60,000ppmC
			既設 2,000kℓ 以上：60,000ppmC 2,000kℓ 未満：当分の間猶予

注1) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。また、複数ある場合には、その能力を合算する。

注2) 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置されている場合、規制対象に含まないものとする。

注3) 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。

注4) 「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOCを洗浄剤として用いるものとする。

注5) 「既設」とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である (設置の工事が着手されているものを含む)。

注6) 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容積比百万分率で示す。

出典：「埼玉県の大气規制、揮発性有機化合物 (VOC)・炭化水素類関係」(平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課)

(オ)炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表3.1-18,19に示すとおりである。

表 3.1-18 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素の規制基準

施設の種類		規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
2	給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
3	出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
4	ドライクリーニング用乾燥機	処理設備（内蔵されるものを含む）を設置し、適正に稼働させること
5	製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
6	使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 規制基準：イ、ロ又はハ（いずれかを選択することができる） 2 1を除く使用施設 規制基準：イ又はロ（いずれかを選択することができる） 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるAの値が30%以下であること $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位kg)}}{\text{原材料の年間使用量(単位kg)}} \times 100$ ロ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるBの値が50%以下であること $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量(単位kg)}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること

注) 施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当させること。

出典：「埼玉県の大气規制、揮発性有機化合物（VOC）・炭化水素類関係」（平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課）

表 3.1-19 指定炭化水素類発生施設

施設の種類		規制対象規模
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク（一タンクの貯蔵容量が500kℓ以上のもの）
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク（一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が27kℓ以上となる事業所に設置されているもの）
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの（一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が1,000kℓ以上となる事業所に設置されているもの）
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が23kg以上となる事業所に設置されているもの
5	製造設備	炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が180ℓ以上であること
6	使用施設	<p>物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。）を使用する規則で定める施設*</p> <p style="text-align: center;">（炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり500kg以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり5,000kg以上である事業所に設置されている施設が対象）</p> <p>※：規則で定める施設（規則第30条第2項、規則別表第3）</p> <p>①塗装の用に供する施設（塗装、乾燥又は焼付け施設）</p> <p>②印刷の用に供する施設（印刷、乾燥又は焼付け施設）</p> <p>③接着の用に供する施設（接着又は乾燥施設）</p> <p>④その他の施設（洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの）</p>

注）「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

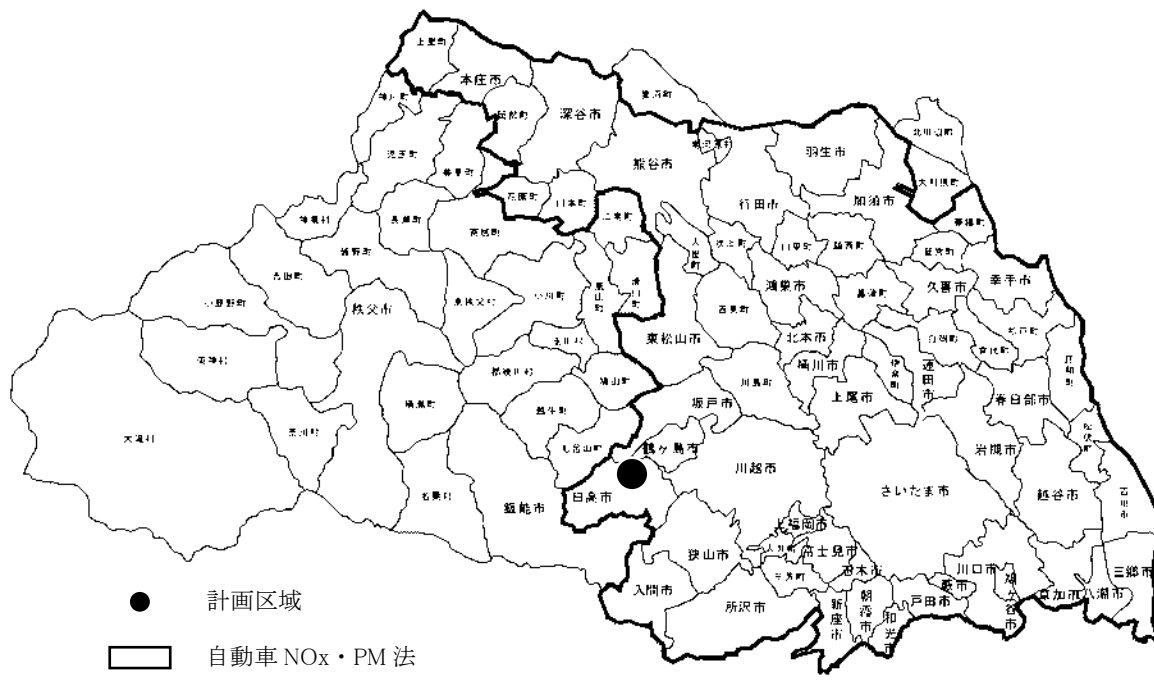
出典：「埼玉県の大气規制、揮発性有機化合物（VOC）・炭化水素類関係」（平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課）

イ. 自動車NO_x・PM法に基づく対策地域

関係市町は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下、自動車NO_x・PM法という。）の対策地域に含まれる。対策地域は、図3.1-10に示すとおりである。

対策地域内において表3.1-20(1)に示す排出基準に適合していない車両については、新規登録を行うことができず、使用過程車においては猶予期間を超えると登録更新ができない。

また、埼玉県では表3.1-20(2)に示す排出基準に適合しないディーゼル車の運行を禁止している。



出典：「自動車 NOx・PM 法対策地域図」（埼玉県ホームページ）

図 3.1-10 自動車 NOx・PM 法対策地域

表 3.1-20(1) 「自動車 NOx・PM 法」に基づく排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル乗用車		NOx : 0.48g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車、 ガソリン車、LPG 車)	車両総重量 区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
		1.7t超	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並)
		2.5t以下	PM : 0.06g/km
		2.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並)
		3.5t以下	PM : 0.175g/kWh
		3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

出典：「自動車 NOx・PM 法の車種規制について」（平成 17 年 9 月、環境省・国土交通省）

表 3.1-20(2) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準

粒子状物質対策自動車 自動車の種別 (車両総重量)	粒子状物質の量の許容限度 (平成 18 年 4 月 1 日から 適用するもの)	測定の方法
1,700 キログラム以下	0.052g/km	10・15 モード
1,700 キログラム超 2,500 キログラム以下	0.06g/km	10・15 モード
2,500 キログラム超	0.18g/kWh	ディーゼル自動車 13 モード

出典：「埼玉県生活環境保全条例による自動車対策の概要」（埼玉県ホームページ）

(2) 水質

①環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表3.1-21に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表3.1-22(1),(2)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表3.1-23に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表3.1-24に示すとおりである。

表 3.1-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（環境省ホームページ）

表 3.1-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	環境基準				
		水素イオン濃 度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道3級、水産3級、及びC 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級、及 びD以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水、及 びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

注2) 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

注3) 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。

注4) 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる)を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(環境省ホームページ)

表 3.1-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を 好む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水 生生物及びこれらの餌生物が生息 する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生 物 B の欄に掲げる水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(環境省ホームページ)

表 3.1-23 地下水の環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

注 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（環境省ホームページ）

表 3.1-24 水質に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値（年間平均値）
ダイオキシン類	1pg-TEQ/l以下

注) 水底の底質は除く。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（環境省ホームページ）

②公害防止法に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては、「水質汚濁防止法」に加え、埼玉県における「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水を定める条例（上乘せ条例）」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等が行われている。

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定排水施設及び指定作業等に係る規制基準等が設定されており、公共用水域に排出される水について規制基準が適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共用下水道に放流する計画であるため、上記の排水基準の適用を受けないが、表 3.1-25 に示す、「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準の適用を受ける。

表 3.1-25 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下		230mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下		15mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	フェノール類	5mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	銅及びその化合物	3mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	水素イオン濃度 (pH)	5~9mg/L 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	生物化学的酸素要求 (BOD)	600mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含 有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含 有量 (動植物油類含有量)	30mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
		沃素消費量	220mg/L 未満

注) ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の上段の数値については、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を、下段の数値については、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

出典：「下水道法施行令」（昭和 34 年政令第 147 号）

(3) 騒音

①環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

関係市町における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 3.1-26に示すとおりである。

表 3.1-26 騒音に係る環境基準

地域の類型			昼間	夜間
			(午前 6 時～ 午後 10 時)	(午後 10 時～ 午前 6 時)
一般地域	A 地域	第 1 種低層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下
		第 2 種低層住居専用地域		
		田園住居地域		
		第 1 種中高層住居専用地域		
		第 2 種中高層住居専用地域		
	B 地域	第 1 種住居地域		
		第 2 種住居地域		
		準住居地域		
		用途地域の定めのない地域		
	C 地域	近隣商業地域		
		商業地域		
		準工業地域		
		工業地域		
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
		C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (特例) ※		屋外	70dB 以下	65dB 以下
		屋内	45dB 以下	40dB 以下

※：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

注 1) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準」（埼玉県ホームページ）

②公害防止法に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3.1-27 に、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 3.1-28 に示すとおりである。

表 3.1-27 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第 1 号区域	85dB	午後 7 時～午前 7 時の時間内 であること	1 日 10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと
第 2 号区域		午後 10 時～午 前 6 時の時間 内であること	1 日 14 時間を 超えないこと		

注 1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注 2) 表中の第 1 号区域、2 号区域は以下のとおりである。

1 号区域：第 1 種低層住居専用地域

第 2 種低層住居専用地域

田園住居地域

第 1 種中高層住居専用地域

第 2 種中高層住居専用地域

第 1 種住居地域

第 2 種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

用途地域の指定のない区域

都市計画区域外（一部地域）

上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 80m 以内の区域

2 号区域：工業地域

工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

表 3.1-28 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力 15kW 以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練容量 0.45 m ³ 以上）又はアスファルトプラント（混練重量 200kg 以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（定格出力 80kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
7	トラクターショベル（定格出力 70kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
8	ブルドーザー（定格出力 40kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.1-29 に示すとおりである。

表 3.1-29 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の 車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する区域及び c 区域のうち 車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注) a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「埼玉県法規集」(埼玉県ホームページ)

ウ. 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は、表 3.1-30 に示すとおりである。

表 3.1-30 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間区分		
		昼 (午前 8 時～ 午後 7 時)	朝・夕 (午前 6 時～午後 8 時) (午後 7 時～午前 10 時)	夜 (午後 10 時～ 午前 6 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域(一部地域)	70dB	65dB	60dB

注) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする。

出典：「埼玉県法規集」(埼玉県ホームページ)

(4) 振動

①公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準及び特定作業の一覧は、表 3.1-31,32 に示すとおりである。

表 3.1-31 「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	75dB	午後7時～午前 7時の時間内 であること	1日10時間を 超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと
第2号区域		午後10時～午 前6時の時間 内であること	1日14時間を 超えないこと		

注1) 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2) 表中の第1号区域、2号区域は以下のとおりである。

1号区域：第1種低層住居専用地域

第2種低層住居専用地域

田園住居地域

第1種中高層住居専用地域

第2種中高層住居専用地域

第1種住居地域

第2種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

用途地域の指定のない区域

都市計画区域外（一部地域）

上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

表 3.1-32 「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけん・圧入式を除く）、くい抜機（油圧式を除く）又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県ホームページ）

イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.1-33 に示すとおりである。

表 3.1-33 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注 1) 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5dB 減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

注 2) 表中の第 1 種区域、2 種区域は以下のとおりである。

- 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域
- 第 2 種低層住居専用地域
- 田園住居地域
- 第 1 種中高層住居専用地域
- 第 2 種中高層住居専用地域
- 第 1 種住居地域
- 第 2 種住居地域
- 準住居地域
- 用途地域の指定のない区域
- 第 2 種区域：近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

出典：「平成 29 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果(参考資料)」（埼玉県ホームページ）

ウ. 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場等に係る振動の規制基準
 振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は、表 3.1-34 に示すとおりである。

表 3.1-34 振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間区分	
		昼 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外 (一部地域)	60dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲お
 おむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする。

出典：「埼玉県法規集」(埼玉県ホームページ)

(5) 土壌汚染

①環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表3.1-35に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表3.1-36に示すとおりである。

表 3.1-35 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

出典：土壌の汚染に係る環境基準について」（環境省ホームページ）

表 3.1-36 土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準」（環境省ホームページ）

(7) 悪臭

①公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」に基づく規制地域を図3.1-12に、日高市における「悪臭防止法」に基づく規制基準は、表3.1-37に示すとおりである。

埼玉県では、地域ごとに「特定悪臭物質濃度規制」または「臭気指数規制」を条例によって「臭気濃度規制」を行っている。

関係市町のうち、川越市のみ独自基準での規制を行っており、その他関係市町は臭気指数規制（基準値1）の規制地域となっている。

○悪臭防止法規制地域



出典：「悪臭の規制について」（埼玉県ホームページ）

図 3.1-12 悪臭防止法規制地域

表 3.1-37 「悪臭防止法」に基づく規制基準

区域区分	基準値（基準値1）	煙突等の排出口における排出基準	排出水中の規制基準
A 区域 (B、C 区域を除く地域)	臭気指数 15	※1	※2
B 区域 (農業振興地域)	臭気指数 18		
C 区域 (工業地域・工業用専用地域)	臭気指数 18		

※1：敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出。

※2：敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出。

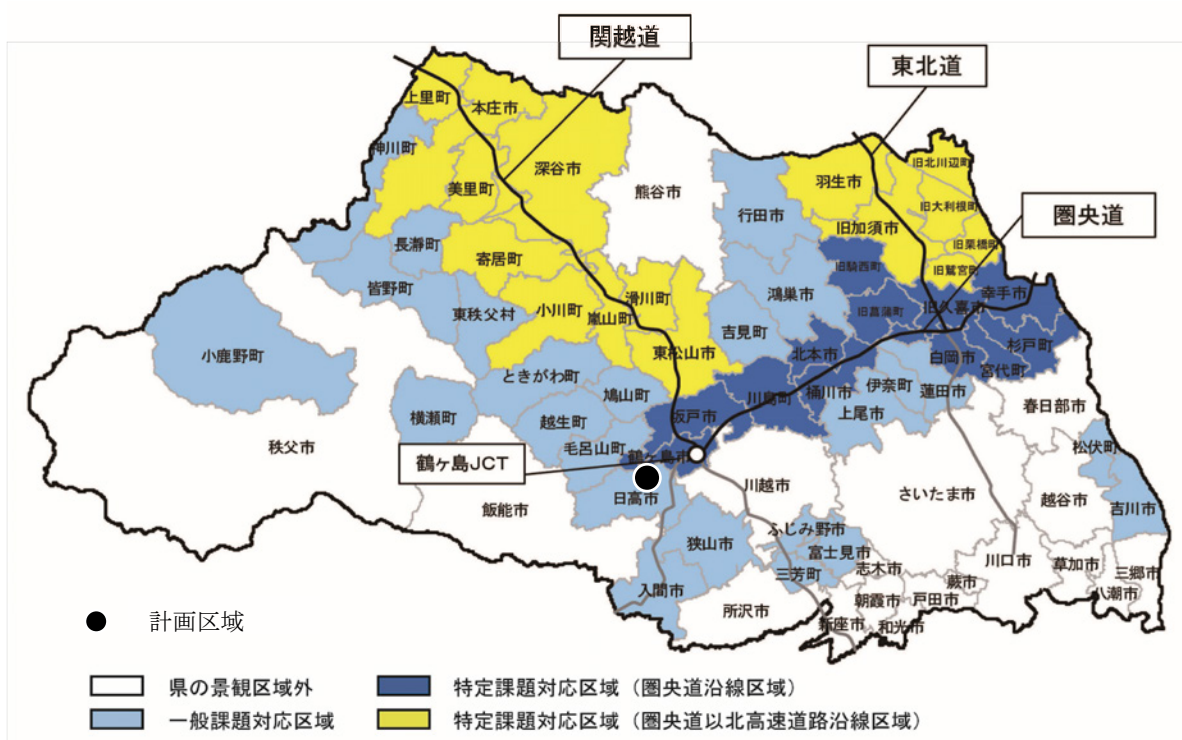
出典：「悪臭の規制について」（埼玉県ホームページ）

(8) 景観

埼玉県では、地域の特性を生かした景観の形成を進めるため、景観法に基づき、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。

埼玉県の景観計画区域は図3.1-13に示すとおりであり、日高市は一般課題対応区域に指定されている。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、物件の堆積などの行為をしようとする場合は、それぞれの市町村に届出が必要である。届出の際は、外観の色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。



出典：「景観法に基づく届出について」（埼玉県ホームページ）

図 3.1-13 埼玉県景観計画区域図

(9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）」を策定し、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」及び「災害廃棄物対策の推進」を目標達成のための4つの柱として施策を展開している。

日高市では、平成31年3月に「日高市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しており、平成31（2019）年度～令和10（2028）年度の10年間を計画期間とし、ごみの発生抑制と再資源化を両立した、より環境にやさしい社会の実現を目指している。

(10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

埼玉県では、平成27年3月に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定している。これは、計画期間の中間年に当たる平成26年度に、地球温暖化対策に関連する国内外の動向を踏まえた見直しを行い、計画を改訂したものであり、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年比21%削減することを目標としている。

(11) 自然関係法令等

計画区域及び周辺地域における自然環境系法令等に基づく指定等の状況は、表3.1-38に示すとおりである。

計画区域は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく、「ふるさとの緑の景観地」や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定猟具使用禁止区域（銃）等に指定されている。

表 3.1-38 計画区域及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

	指定地域	指定等の有無		関係法令等	
		計画区域	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産	×	×	世界遺産条約	
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
特別保護区		×	×		
鳥獣保護区		×	×		
特定猟具使用禁止区域（銃）		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法	
		×	×	工業用水法	
地下水採取規制地域	×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律		
土地利用	都市地域	○	○	都市計画法	
	市街化区域	×	○		
	市街化調整区域	○	○		
	その他の用途地域	×	○		
	農業地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	農用地区域	○	○		
	森林地域	×	○		
	国有林	×	×		
地域森林計画対象民有林	×	○	森林法		
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物（国・県・市指定）	×	×	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	日高市文化財保護条例	
		×	○	鶴ヶ島市文化財保護条例	
		×	○	坂戸市文化財保護条例	
		×	○	川越市文化財保護条例	
		×	○	飯能市文化財保護条例	
×	○	毛呂山町文化財保護条例			
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域（一般課題対応区域）	○	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域（特定課題対応区域）	×	○		
	景観計画区域（景観形成推進区域）	×	×		

注) 調査対象地域：計画区域周辺 3km の範囲